

地域包括支援センター運営協議会の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度 第1回松阪市地域包括支援センター運営協議会
2. 開 催 日 時	令和7年 7 月3日(木) 午後3時～4 時 35分
3. 開 催 場 所	松阪市産業振興センター 3 階 研修ホール
4. 出席者氏名	[委員]: 会長、西村副会長、西井委員、岩瀬委員、村林(ゆ)委員、村林(由)委員、福本委員、川上委員、寺阪委員、堀委員、大西委員 多次委員(WEB): 計 12名 (欠席委員)沼田委員: 計1名 [地域包括支援センター] ◎第一地域包括支援センター 管理者 1 名 ◎第二地域包括支援センター 管理者 1 名 ◎第三地域包括支援センター 管理者 1 名 ◎第四地域包括支援センター 管理者 1 名 ◎第五地域包括支援センター 管理者 1 名 [傍聴] ◎0 名 [事務局] ◎高齢者支援課: 藤牧参事、世古担当監、森川主幹、梶間主幹、三田係長 ◎健康福祉総務課: 池田参事兼課長 ◎介護保険課: 大川課長 ◎地域振興局地域住民課: 高口課長、野口課長、鈴木課長、池田課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 名
7. 担 当	松阪市健康福祉部高齢者支援課 電話 0598-53-4099、FAX 0598-26-4035 e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 令和6年度 各センターの実績報告と決算について
2. 令和7年度 各センターの事業計画と予算について

議事録 別紙

令和7年度 第1回松阪市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時 : 令和7年 7 月3日(木) 午後3時～4 時 35分

会 場 : 松阪市産業振興センター 3 階 研修ホール

会議形態:会場および WEB

出席者 :

[委員]:平岡会長、西村副会長、西井委員、岩瀬委員、村林(ゆ)委員、村林(由)委員、
福本委員、川上委員、寺阪委員、堀委員、大西委員 多次委員(WEB): 計 12名
(欠席委員)沼田委員: 計1名

[地域包括支援センター]

- ◎第一地域包括支援センター 管理者 1 名
- ◎第二地域包括支援センター 管理者 1 名
- ◎第三地域包括支援センター 管理者 1 名
- ◎第四地域包括支援センター 管理者 1 名
- ◎第五地域包括支援センター 管理者 1 名

[傍聴] ◎0 名

[事務局]

- ◎高齢者支援課:藤牧参事、世古担当監、森川主幹、三田係長、梶間
- ◎健康福祉総務課:池田参事
- ◎介護保険課:大川課長
- ◎地域振興局地域住民課:高口課長、野口課長、鈴木課長、池田課長

事 項 :

1. 挨拶
2. 新任委員紹介
3. 会長・副会長の選出
4. 報告事項
5. 協議事項
 - (1)令和6年度実績報告と決算について
 - (2)令和7年度 各センターの事業計画と予算について
6. その他
 - (1)令7年度 松阪市地域包括支援センターが介護予防支援を委託している
居宅介護支援事業所について

[議事録]

事務局：只今から、「令和7年度松阪市地域包括支援センター運営協議会」を開催いたします。開催にあたり、事項書1、保険健康担当理事よりご挨拶申し上げます。

理事：本日は大変難しい中、松阪市地域包括支援センター運営協議会のご参加、また松阪市の高齢者福祉行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。令和6年度の事業報告や、令和7年度の事業計画などを報告いただき、委員の皆様の活発なご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局：事項書2 新任委員2名をご紹介します。

事務局：事項書3 会長・副会長の選出を行います。今年度は任期満了による、役員選出の年になります。「地域包括支援センター運営協議会規則第4条」に規定していますとおり、会長を委員の皆さまからの互選で選出したいと思いますが如何いたしましょうか。

委員：事務局一任。

事務局：事務局から、提案いたします。会長に「地域包括ケアに関する学識経験者」として選出の平岡委員様にお願いしてよろしいでしょうか。副会長の選出につきましては「規則第4条」に規定のとおり、会長からのご指名をお願い致します。

会長：副会長に西村様にお願いしてよろしいでしょうか。

事務局：それでは松阪地区歯科医師会の西村先生を副会長に推薦したいと思います。これより事項書の協議事項に入って参ります。議事進行は規則第7条により、議長の会長にお願いし進めて参ります。

会長：まず事項書の4番、報告事項をお願いします。

事務局：高齢者支援課です。事項書4 報告事項です。令和6年度 高齢者支援課における新規事業の実績報告です。資料1をご覧ください。

令和6年6月1日に2つの新規事業を開始しました。1つ目は「認知症カフェ運営補助金」です。認知症当事者と、そのご家族の交流の場である「認知症カフェ」を定期的に実施している団体に「運営補助金」を交付することでその活動を支援することを目的としています。

補助金交付以前は、開催にかかる費用、例えばお茶やお菓子代、会場使用料などは、それぞれの団体での、いわゆる手弁当でまかなってもらっていました。

令和6年度は4つの団体に補助金を交付し、活動に活用していただきました。2つ目は「住民主体型訪問サービス事業補助金」です。高齢者のちょっとした困りごとを助けあうため、地域住民が運営する団体の生活支援サービスの活動に対して「運営補助金」を交付しました。高齢になると、草抜きや庭木の剪定、ゴミ出しや電球交換など、生活のちょっとした作業ができなくなってきます。それを、住民同士が支援する団体に対して補助金を交付するというものです。令和6年度は2つの団体に補助金を交付し、令和7年度も新規に1団体に交付を決定しています。

令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が交付され、それに伴い「新しい認知症観」が示されました。これは、認知症になったら何もできなくなるのではな

く、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けるという考え方に基いています。住民主体型訪問サービス事業も、増加していく高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域住民による支え合いの仕組みづくりは必要不可欠です。

令和6年度に開始した2つの事業は、この「住み慣れた地域で暮らし続ける」がキーワードです。今後も、行政主体だけでなく、地域住民同士の支え合いを支援する事業の拡充に努めてまいります。

その他、参考資料2 参考資料3 で、高齢者支援課における地域支援事業実施報告・令和7年4月1日現在の地域包括支援センター別人口・要支援・要介護認定者数の資料を添付しておりますので、あとでご覧になってください。以上で報告事項を終わります。

会長：事項5番、令和6年度の実績報告と決算につきまして、資料2と資料3をもちまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局：資料2令和6年度地域包括支援センター事業報告を致します。2ページ1「総合相談・支援事業」です。(1)①総合相談件数は、包括が3,311件、まるごと相談室が883件でした。②相談件数の内訳では、包括・まるごと相談室ともに電話相談が多く身近な相談窓口となっていると考えられます。

3ページ③相談件数の内訳 包括別のグラフでは、包括に初めて相談があった方を新規、翌月以降にも継続して相談を受けた方を継続として計上しています。グラフの右側の各包括の計では、新規が1,287件、継続が2,024件であり、初回相談をきっかけとし、翌月以降も継続して対応いただいているのがよく分かります。④相談者区分は、本人や家族・親族からの相談が多く、⑤相談件数の内訳では、介護に関する事、独居・高齢者世帯等 生活全般の相談が多くありました。

4ページ(2)訪問件数について、経年的な変化や訪問件数の内訳は、お示した通りです。

5ページ③新規訪問件数の内訳(内容別)を見ますと、実態把握(75歳お達者訪問)において、包括とまるごと相談室の合計が744件、次いで、総合相談支援のための訪問が583件であり、相談から訪問へ途切れない対応をいただいています。

④認知症初期集中支援チームとの同行訪問について、初回訪問で継続支援が必要と考えられる方には、継続して支援訪問を実施しています。多くのケースは病院受診に繋げることが多く、包括や初期中も同行受診をしています。また、介護保険サービスに繋げる手続など、個々にあった対応をいただいています。

6ページ⑤実態把握訪問の内訳です。こちらは、75歳に到達する方で、要介護認定や健康診査を受けておらず、状態が把握できていない方と、介護申請をされたが非該当になった方を対象とし、職員が訪問し、対象者の暮らしの様子や困りごとがないか、健康状態などを把握する大切な訪問です。介護の必要な方がいないか、予防的な視点で訪問をしています。全訪問数は744件で全訪問率は58.9%であり、前年度から5.5%上がっています。

7ページ 訪問結果 についてです。介護保険や事業対象者の申請に繋がった方、個別ケ

ースとして継続して支援する方、地域のネットワークでの見守りにつながった方など、全体では 26 人が該当し、支援につなげていただきました。718 人 96.5%の方は、継続支援が不要な元気な方で、地域支援センターの紹介や介護予防教室の紹介をいたしました。

(3)地域包括支援センターの周知啓発活動は、地域の会議や介護予防教室、また、広報紙を作成し、包括が身近な機関として認識していただけるよう啓発を行いました。

8ページ2.「権利擁護事業」です。包括の社会福祉士と市担当者等で社会福祉士連絡会を年 6 回実施し、消費者被害や虐待に関する事例検討を行い、成年後見制度の適切な支援につなげるため、情報共有と資質向上を図れるよう取り組みました。

(1)高齢者虐待・虐待疑い件数と虐待の内容では、1 年間で関わったケース数は、新規ケース 19 件、継続ケース 39 件であり、虐待の累計では、心理的虐待、次いで身体的虐待が多くなっています。

(2)高齢者虐待・虐待疑い対応者数では、本人・家族への対応だけではなく、関係機関との連携を図る対応者数が多くなっています。

(3)新規の虐待・虐待疑いケースの内訳では、介護支援専門員が一番多く、事実確認では、訪問調査が一番多いです。事実の確認結果では、19 件中 18 件が虐待を受けたと判断されています。

(4)権利擁護に関する啓発です。

消費者被害、成年後見制度、高齢者虐待について、地域の自治会等に出向き啓発活動をしています。内訳をみると成年後見制度の啓発の回数が一番多く、令和 5 年度と比較しても増加しています。重点目標であげていました松阪市版エンディングノート「もめんノート」の普及啓発については、書き方講座を 41 回 開催し、大切な人に思いを繋ぐことについて 464 人の方に学んでいただきました。

10ページ(5)地域自殺対策強化事業です。人権・多様性社会課が主催する「雇用・生活・こころと法律の合同相談会」には、包括から社会福祉士さんに介護相談の相談員として出ていただきました。

3.「包括的継続的ケアマネジメント支援事業」です。

(1)、包括が関係機関に利用者について情報連携や勉強会を開催し連携した回数です。全体的な連携回数は若干減少しましたが、医師や医療機関関係者、地域関係者等と連携を丁寧にとっていただき支援をしていただいています。

11ページ(3)介護支援専門員への支援では、主任介護支援専門員が主になり、資質向上のため支援困難事例等への指導・助言支援やネットワーク構築のための研修等に取り組みました。事例検討会を行い、お互いのスキルアップに繋がってもらっています。

(4)地域ネットワークの構築 ①担当圏域の地域ケア会議では、専門職だけではなく、一般住民の方も含めて、多職種によるネットワークの構築を目指して、地域ケア会議を開催しています。個別課題と地域課題に分けて開催しており、詳細は21ページ以降に掲載しております。

12ページ②地域のネットワークづくりのための会議では 地域包括支援センターが地域づ

くりを担う役割を持っている事から、地域の住民組織と顔の見える関係性を大事にし、ネットワークを構築するための会議を開催しました。また、住民自治協議会、自治会などが主催した会議には、159 回出席され、地域をきめ細やかに支援されていることがわかります。

13ページ③社会資源の把握・開発のための会議・すみよしさんの取材・実態把握のための活動などの取組です。機関紙「すみよしさん」を活用し、地域に出向くことで地域資源の発掘や地域課題に取り組まれています。また、地域資源を機関誌に掲載し、地域で配布していただき、啓発をしていただいています。

14ページ4、「介護予防ケアマネジメント事業」です。要支援認定を持つ方と総合事業の事業対象者への介護予防ケアマネジメントの業務件数です。介護予防支援のケアマネジメントを受けた方が 9,208 件、介護予防ケアマネジメント A を受けた方が 6,052 件となっています。

15ページ5、「介護予防事業」について 包括の介護予防担当者と市担当で連絡会を年2回、研修会を1回開催しました。一般介護予防事業は、地域の元気な高齢者が、元気を維持し、健康寿命の延伸を目指して、元気な時から日常生活の中で介護予防に取り組むためのきっかけを作っていただくため、各包括で工夫しながら教室を開催しています。

(1)介護予防教室 ①3 回シリーズの教室は、令和 5 年度の 32 回から増加して、42 回に増加しています。また、教室終了後も、②3 回シリーズ終了後の支援として、自主グループや、いきいきサポーターの受講案内、ほかの介護予防の支援など継続した支援に繋がられるよう努めていただいています。また③年間シリーズの教室は、教室終了後、自分達で介護予防に取り組める自主グループ作りに繋がるように人材育成も兼ねて開催しています。

16ページ④各地区一般介護予防教室では単発教室で各地区へ出向いて介護予防の教室をした数で、104 回 1,860 人の参加があり、令和 5 年度の 1,539 人の実績より増加いたしました。右側の表、脳の健康チェックは、タッチパネルによる簡易の認知症のチェックを同時に実施した実績です。⑤集いの場創出支援です。健康寿命延伸を目的とした市内 119 の住民主体の自主グループが継続して活動できるように支援を行い、昨年度新たに7か所、集いの場が立ちあがりました。右側の表は、自主グループの活動の継続年数で、10 年以上継続しているグループが 33 グループあり、昨年度実績の27グループより 6 グループ増加しました。主となるリーダーの世代交代が課題にある中、包括が支援に入ること、活動が継続できています。

17ページ(2)介護予防いきいきサポーターの養成 です。6 回シリーズの講座で、初級・中級コースがあり、各地域の集会所等へ出向き、教室を開催しています。初級を8回延べ 523 人、中級を 12 回延べ 727 人の参加がありました。参考資料より、サポーター登録者総数は、863 人となりました。受講後は、教室での知識を活かしサポーターとして包括の教室等に協力いただいたり、集いの場でリーダーとして活躍いただいています。

18ページ、②介護予防いきいきサポーターフォローアップ研修の開催状況です。サポーターが、6 回の講習が終わった後も地域で活動がしていけるようにフォローアップ研修をしてい

ます。74 回開催し、延 725 人の参加していただきました。掲載はございませんが R5 度は年 62 回延 619 人であり、開催回数も人数も増加しています。サポーター養成講座やフォローアップ講座では、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等医療専門職による指導を充実し、楽しみながら介護予防に取り組めるように工夫しました。19 ページ 6「介護に関する啓発」では、①家庭介護教室や、②家庭介護者交流事業、③介護に関する啓発④介護相談会を地域で開催し啓発しています。

20 ページ 7「認知症総合支援事業」です。認知症地域支援推進員連絡会を年 6 回実施し、情報共有やチームオレンジの推進に向けて等を協議し、取り組みました。

(1)物忘れ相談会は 10 回開催し、20 人の方に利用がありました。相談後は、医療受診の案内や包括での経過観察に繋がっています。

(3)認知症の人や家族を支える人材の育成・地域づくり、①「認知症サポーター養成講座」をご覧ください。累計サポーター数が 29,984 人になりました。小学校や中学校でも講座を開催し、子どもの時から認知症への理解の啓発を行い、見守り体制の強化を図っています。

③地域の見守り声掛け訓練では、地域の見守り体制の仕組みづくりを目的に、第二包括管内で実施していただきました。④チームオレンジ創設に向けての会議・研修について、第二包括、第五包括で実施しました。⑤チームオレンジの推進では、重点目標にチームオレンジの創設を挙げていましたが、三雲地区と五反田町の 2 か所に創設ができました。今後も、認知症のご本人と家族の困りごとに地域や組織で支援する仕組みづくりを推進していきたいと思えます。

22 ページ 8. 地域ケア会議の開催の取組です。①取組内容では、5 包括の地域ケア会議開催の目標を挙げています。①地域ケア会議開催回数はすみませんが、②に修正をお願いします。個別ケースの会議を 11 回、地域課題の取り組みを 8 回開催しました。次ページからの個別ケースの会議は、経済的な困窮や障がい、認知症など様々なケースについて、本人・家族・地域の関係者や企業・専門職などが参加し、その人らしい生活ができるよう、役割分担や今後の方向性・課題を検討し、他のケースにも応用できるようなスキルアップも図りました。

26 ページからは地域課題です。検討テーマを設定いただき、地域で安心して暮らしていくためにどのような支援が必要なのか、住民同士のつながりや地域づくり、関係機関の連携など協議されています。事業報告は以上になります。

続きまして、資料 3、令和 6 年度収支決算書をご覧ください。各包括、「地域包括支援センター運営事業」、裏面「介護予防支援事業所」としての収支決算を各包括から報告をいただいていますので、ご確認ください。

会長:多岐にわたる事業報告、収支決算書です。ご意見ご質問ありませんでしょうか。

委員:12 ページ 住民自治協議会が主催している会議の出席について、自治会、民生委員、地区福祉会、第一包括は民生委員さんとの交流が多いが、第二包括は少ないという報告でした。

第二包括管理者:住民自治協議会の出席が 0 回ですが、我々の母体は社協であり、社協の

地域担当が自治会や民生委員等の会議に出席しており、包括が出る機会がない部分もあるからであるとも考えます。今後、民生委員との連携は大切であるため、密にとっていきいたいと考えているところであります。今年度は嬉野の民生委員・児童委員の総会に出席し、民生委員の会長から今一度、包括支援センターや介護保険制度の説明について依頼があり対応しています。

会長：社協が中心になっているという意味合いでよくわかりました。

委員：15 ページ 3 回シリーズ 口腔機能の向上の実績が 0 回のところがあり淋しい思いをしている。できれば1回くらいは行っていただきたい。18 ページのいきいきサポーターでは、パタカラ体操をしていると記載がある。依頼をいただいたら、口腔ステーションから歯科衛生士が出向き、パタカラ体操などいろいろな活動ができる。ぜひ歯科医師会の口腔ケアステーションを活用してください。

委員：口腔ケアの報告について、これは 6 年度なので実績が 0 であると思いました。自身はいきいきサポーターの研修で口腔ケアの研修を受けました。一概に他の包括さんが口腔ケアのことをしていないとは言えないと思います。口腔ケアは大切なので、毎年取り入れてもらいたいです。高齢者にとっても大切だと思います。

会長：口腔ケアは大事ですので、毎年行っていただけたらそれは、我々高齢者にとっても、ありがたい話と思います。歯科医師会の下部組織であります口腔ケアステーションなど、活用いただければと思います。

それでは、令和 6 年度の実績報告と決算につきまして、ご審議いただきました。委員の皆様、内容等、ご確認いただきまして、承認いただけますでしょうか。承認いただきました。

続きまして協議事項 2、令和 7 年度各センターの事業計画予算について、市と各包括さんの方からどうぞ。

事務局：参考資料 1 を用いまして高齢者支援課から、ご報告致します。

1 番目の地域包括支援センターの目的以外に、基本的な運営方針を記載しております。3 番の具体的な業務内容ですが、第 10 次高齢者保健福祉計画及び第 9 期介護保険計画の基本理念、高齢者がいつまでも安心して自分らしく元気に地域で暮らし続けることができるまちに沿った事業を展開していきます。2 ページから 5 ページに、重点的に取り組む業務内容。2 ページから 5 ページに、重点的に取り組む業務内容。そして、5 ページから 6 ページに、地域包括支援センターの周知及び体制の強化を記載しております。

1 つ目が認知症支援体制の強化です。認知症サポーターとともにチームオレンジの立ち上げや運営を支援します。認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の正しい理解のために、普及啓発、認知症の人や家族に寄り添うためのカフェ等を充実致します。関連いたしまして、2 つ目が介護予防の取り組みの充実です。介護予防に重要である社会参加の促進を地域に広く周知し、住民による主体的な活動、集いの場の拡充を図ります。3 つ目が生活支援体制の推進です。生活支援コーディネーターが中心となり、地域の関係機関と連携を図りながら、日常生活支援に対する地域活動のさらなる構築を図ります。これが令和 6 年度新規事業の

2 つ目、住民主体型訪問サービス事業と関連致します。4 つめが多職種で在宅ケアをサポートする体制づくりです。松阪市はエンディングノートもめんノートの普及啓発と書き方講座を積極的に行い、ACP人生会議のツールとなることの認識を高めます。これらのことを重点に置きまして、令和 7 年度の活動を行ってまいります。

次は各地域包括支援センターから事業評価と事業計画の発表を行っていただきます。

第一包括管理者:第一包括支援センターは、センター長の富田先生を除く現場の職員が、職員 7 名と非常勤職員 3 名、計 10 名の職員体制で業務を行っております。うち正職員 1 名、看護師が育児期間中です。

1 ページの重点目標をご覧ください。新しい社会資源の活用も含め、地域の関係機関との連携を強化して、地域力を高めていく。そしてもう 1 つが、業務を効率的かつ効果的に実施するため、DX化も含めた業務改善や機能強化に取り組むといたしました。今年度、自己点検表の項目が大きく変わっております。戸惑う項目もありましたが、職員全員で、自分達の業務を振り返りながら項目を入れていきました。前年度の課題整理を行った結果、評価に×と記入をした項目と、文章の中で下線を引いた箇所について説明致します。

それでは 3 ページをご覧ください。36 と 37 の項目、家族介護者支援への取り組みです。当センターの圏域内 2 ヶ所の福祉まるごと相談室が開設をされましたので、64 歳以下の支援が必要な対象者については、連携して対応しています。相談室ごとにカラーはありますが連携して取り組んでいます。44～46 は新設項目になります。46 には 60 という数字を入れましたが、今年度 4 月分を抽出したところ 5 件であったため、1 か月の平均を 5 件とし、1 年を 60 件としました。来年度の事業評価に向けての集計方法を見直しましたので、来年度には正確な数をご報告できる予定です。4 ページ、49 をご覧ください。消費者被害について消費生活センターや、警察と適切に連携しているかの項目です。課題整理の欄にも書きましたように、催眠商法やロマンス詐欺などの悪質商法はいつも高齢者の身近にあります。消費生活センターは、公的機関として頼りになる存在であり、社会福祉士を中心に密に連携をしています。

57 から 61 5.包括的継続的ケアマネジメント支援事業について年間を通じて、介護支援専門員からの相談内容を 9 項目分類して、課題抽出をしています。また居宅の管理者の方と定期的に意見交換を行い、居宅管理者カフェという事業を実施しています。また、各公民館地区単位で開催をしています地域ケア会議では、毎回、民生児童委員や介護支援専門員の方に集まっていただいて、地域課題について話し合い、合わせて地域の社会資源についても周知啓発をしております。

5 ページをご覧ください。65 です。こちらは、いわゆる市主催で自立支援型地域ケア会議を行っている市町を対象に設定されている項目だと思いますが、松阪市では開催されていないため、×としました。6 ページをご覧ください。77 から 87 の、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援です。こちらは介護予防のまちづくりに重要な役割を担っていただいているのが、私たち包括が 2007 年から養成している介護予防サポーターの皆さんです。常時30名

の方が活躍していただいています。8 の 包括的支援事業、健康マージャンをしたいという声
が、地域住民から寄せられ、場所や物品、指導者などの調整を含めた支援を行いまして、今
年 4 月にグループが立ち上がりました。高齢者支援課を通じて市の全職員の方に、麻雀の寄
付を募っていただきまして、物品が充足しました。男性の方に参加していただけないという課
題がありますが、その男性参加者が増え、男女混合の大変にぎやかな会になっております。
非常に好評のため、今年度は医師会館でも開催できるように計画をしております。

そして認知症事業関連事業では、コロナ禍でも続けてきた、小学校でのキッズサポーター
養成講座を、授業参観日に開催するなど、保護者の方にも、認知症について学んでいただ
けるような工夫を考えて実施しています。また、市内で唯一の若年性認知症カフェについて、医
師会の理事の先生方や、済生会明和病院の先生などの協力を得て、今後も周知活動に取り
組みたいと考えます。

第二包括管理者:1 ページ目、令和 7 年度の重点目標になります。多職種連携と、地域資源
の活用強化し、包括的支援体制の充実を図ることで、高齢者の自立と安心を支える地域づく
りを推進しますとしました。関係機関を含め、地域の方々が少しでも気軽に相談に来てもら
えるような関係づくりを目指していきたいと考えております。実施体制の1.2につきましては、松
阪市からの資料や、社協の地域担当、CSW、福祉まるごと相談室と連携し、地域課題の把握
に努めております。第二包括も今回の、自己点検表に基づき、業務整理を行い、各々の担当
する業務の整備をさせていただいております。令和 7 年 8 月には阿坂、伊勢寺、鈴の森福祉
まるごと相談室が開設される予定となっており、担当地域との関係性をより深めていきたく
と考えております。2 ページ目をご覧ください。実施体制の 3 になります。小野江地区でサー
クル活動をしていただいている中に認知症の方がみえるということで、学びの場を作って欲
しいという声をいただき開催しております。また、三雲の福祉まるごと相談室は、認知症の方
の対応について、相談をいただいております。その中で、地域に向けて、認知症について知
っていただけたらという話をいただき、この地区で防災訓練と絡めて、認知症の話、避難所生
活での認知症の方の支援を説明をさせていただいております。

4 ページをご覧ください。実施体制の 4 になります。介護事業所の虐待研修が、必須にな
り、地域の介護事業所 2 ヶ所に出向いて、虐待に関する周知啓発活動の講座を実施して
おります。今年度も 2 ヶ所開催する予定です。また、地域住民に向けて、虐待防止の啓発活動
として、出前講座等々で行っております。あと成年後見制度の利用が必要な方について、専門
職と連携し、申し立て手続きにつなげることができています。地域の方に向けての啓発活動
も行っており、成年後見制度に加えて、相続・遺言書の内容も含めた終活に関する内容とい
うことで、周知をさせていただいております。同じく 4 ページ、実施体制の5になります。

令和 6 年度は事例検討会の方、多次先生にご協力をいただきまして、開催いたしました。
6 年度は、認知症初期集中支援チームの方にも、ご協力をいただき、初期中の役割、実際の
ケースを通して、どのように、初期中の方が関わっていただくのかということを学んでもら
う機会になったと感じております。今年度も、アンケートや日頃の居宅介護支援事業所のケアマ

ネジャーさんとの関わりの中で、事例検討会の内容等について進めていきたいと考えております。

5 ページ、実施体制の 6 になります。豊地のまちづくり協議会にて、見守りネットワークづくりについての会議を開催いたしました。その後、高齢者の声かけ見守り訓練をしていきたいというところで、2 ヶ所実施させていただいております。日頃の相談、ちょっとした会話の内容から、地域課題の把握の方に、努めていけたらと考えております。

6 ページ、実施体制の 7 です。介護予防サポーター養成講座の方、公民館にも周知をし、普段、包括主催の教室に参加されていない方も、介護予防について学んでいただくような機会になったと感じております。あと、令和 6 年度に立ち上がった自主グループいこいこ会に対し、2 ヶ月に 1 回支援を実施させていただいて、活動の方が定着している状態になっております。課題として、サポーターフォローアップ教室と定例会について、少し内容がマンネリ化しつつあるというところで、センター内、それからサポーターさんの意見を聞きながら、内容を今年度検討していきたいと考えております。

最後、実施体制 8 になります。小中学校に担当で、挨拶に回らせていただき、キッズサポーター養成講座の開催の周知活動をさせていただいております。キッズサポーター養成講座については、各地、各小学校圏域の民生委員さん、児童委員さんにも、ご協力をいただき、生徒さんとの繋がりを持っていただくような機会にもさせていただいております。あと、中原地区の方は、地域、中原地区の住みよいまちづくりを考えるとというところで、10 事業社協、地域の関係者の皆さんと協議をし、空き家の活用や、移動手段の確保など、住みよいまちづくりを目指していくということで、協議を進めております。今年度、四日市へ視察に行き、これから、こういった形で、サービス等々、住みよいまちづくりを作っていくかというのを検討しているような形となっております。

第三包括管理者:まず、地域包括ケアシステムの構築・推進について、引き続き松阪市との連携のもと、地域ケア会議や実態調査を通じて、地域の課題やニーズの把握に努めております。特に、ミーティングを活用し、各事業担当者からの情報を共有することで、圏域全体の課題の可視化と共有を進めています。

組織・運営体制について、ICT の導入による業務効率化をめざし、業務分掌の明確化を図り、職員間の連携と負担の平準化に取り組んでいます。また、朝礼やミーティングなどを通して、風通しのよい職場づくりと法人と連携した人材育成にも取り組んでいきたいと考えております。まだまだ紙ベースの業務が多くペーパーレスに取り組めるとよいと考えます。

総合相談支援事業について、地域包括支援ネットワークの構築として、年 2 回「飯南地域における見守り体制構築のための会議」を継続して開催し、民生委員や住民自治協議会、地域の企業や事業所との連携を強化しております。飯高地区においては、特に高齢化率の高い森地区や波瀬地区において民生委員さんと診療所医師との情報共有会を行うなど、地域の見守りづくりを行っています。今年度は事業所間の災害時のネットワーク構築を図っております。

また、家族介護者支援としては、地域スーパーでの相談会の開催や、心身のリフレッシュを目的とした家族介護教室を実施し、今後は認知症ケアをテーマとした活動も計画しています。

権利擁護事業について、消費者被害や高齢者虐待への啓発活動を行い、日常生活自立支援事業に繋げる体制の強化を進めています。特に、独居高齢者の増加を踏まえ、消費者被害の啓発活動に力を入れ、地域全体での見守りが重要となっています。

包括的継続的ケアマネジメント支援事業について、事例検討や研修会の開催などを通して、地域のケアマネジャーとの連携強化を図って参りました。今後も、地域のニーズや社会情勢の変化に応じた研修計画を立て、さらには介護支援専門員へのアンケート調査も踏まえた研修等を含めて支援体制の質の向上に努めていきます。

地域ケア会議について、個別事例の数が少ない中で、個別支援の中で課題をとらえ、包括職員が地域ケア会議の目的等を理解し、地域課題に第三包括として取り組んでいく必要があると感じています。人材育成について、特定の職員になりがちです。今後も多様な視点を持って取り組んでいきたいと考えます。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について、住民主体の集いの場づくりを支援し、サポーター養成講座の充実や、地域住民に参加しやすいテーマの設定を工夫して取り組んでいます。医師を招いた講話や男性限定の教室、スマホを使ったものなどや、地域の公民館や地域おこし協力隊さんと共に計画立案するなど互いに連携して新たな地域の人材発掘を行っていききたいと考えます。

包括的支援事業(社会保障充実分)について、生活支援コーディネーター中心に見守り体制会議を継続実施していきます。また飯高地区においては診療所の医師とともに勉強会の開催や民生委員との情報共有を行っており、社協の地域担当とも協働しながら地域住民や関係者との繋がりを模索して取り組んでいきたいと考えます。以上が、令和 7 年度に向けた第三地域包括支援センターの事業評価と計画の概要となります。引き続き、地域に根ざした包括的な支援体制を推進してまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い致します。

第四包括 管理者:令和7年度の第四地域包括支援センターの重点目標は、「地域コミュニティの変革により、ますます住民が主体となる中、さらなる自助・互助の支え合いの仕組みが構築されるよう、三職種が協働し、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、中核機関として地域包括支援センターの機能強化を図り、役割を遂行する。」と掲げています。地区市民センターのコミュニティセンター化や小学校の統合により生活圏域が変革していくため、このような重点目標にしました。

前年度実施結果からの課題整理として、1ページの目的「センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う」の部分において、法人内で介護ソフトを一新した際に、第四包括も Wi-Fi 環境を整え、相談内容等が施設内ならどこでもつながるようにし、業務の効率化を図りました。

2ページ「地域包括支援ネットワークを構築する」の令和7年度の具体的な取組について、障がい福祉分野からの相談も年々増加傾向にあり、高齢者分野にスムーズに移行出来るよ

う、関係構築を引き続き図っていきます。

3ページ「家族介護者支援に取り組む」において、前年度実施結果からの課題整理として、総合相談では、家族からの相談も多いため、相談者である家族の生活状況も把握し、介護認定の申請や介護サービスの案内、家族会などの情報提供を行い、家族の負担軽減が出来るように支援しました。また、令和7年度においても、引き続き、家族介護者のアセスメントを行いつつ、家族の介護負担が軽減できるように支援していきます。

4ページ「高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う」において、令和7年度具体的な取組として、もめんノートの書き方講座を細やかに開催していくとともに、虐待についても身近な問題として捉えていただけるように、工夫しながら地域でお互いに見守れるように啓発を実施していきます。

5ページ「地域ケア会議」において、引き続き、個別課題と地域課題の検討を関連づけ、高齢者が住み続けられる地域づくりを多職種と行っていきます。

6ページ「介護予防マネジメント・介護予防支援を適切に実施する」において、項目84から87は松阪市独自の項目ですが、前年度実施結果からの課題整理について、令和6年度に地域の集会所を利用して開催した一般介護予防事業をきっかけに、5つの自主グループが立ち上がった。令和7年度においても、地域特性を活かし、介護予防に取り組めるように、支援していくとともに、地域住民が参加しやすい場所で、新たな集いの場が立ち上がるよう働きかけていきます。

第五包括管理者:1 ページの7に記載されている地域課題をベースに、今年の重点目標を設定しました。前年度は認知症や精神疾患、生活困窮者や身寄りがいない、またはそういう方の支援が非常に目立ったため、様々な疾病や環境に対応できるよう、関係機関や、多職種と連携協働しながら支援していく体制づくりをしていきます。

4 ページの権利擁護事業をご覧ください。48 の具体的な取り組みとして、消費者被害の内容はすぐに変化しているので、商工政策課と情報共有し、啓発していきます。高齢者の身近な窓口である民生委員への講座も開催し、情報共有していきたいと思います。53 の虐待啓発事業を今年も5回予定しております。そのうち施設から2回ほど依頼を受けております。54 のセンターに在籍する職員が、権利擁護に関する研修に対して、専門職以外の職員にも研修の機会を設け、この6月には、看護師が虐待の講座を受講いたしました。

総括的継続的ケアマネジメント支援事業では、58 の介護支援専門員への研修会、事例検討会を合わせて4回計画しております。5 ページの65 は×にしました。地域ケア会議は、市町村または包括が主催であり、自立支援型等と個別困難事例、或いは地域課題の2通りの考え方があります。今回の評価項目は、介護予防サービス計画から抽出があり、自立支援型か、介護予防サービス計画から出てくる不足した社会資源を、地域課題ととらえるかと迷いましたが、どちらもできていないため×としました。介護予防サービス計画の確認だけでなく、必要があれば地域課題として、地域ケア会議で検証していきます。

68 の地域ケア会議において、昨年度は、個別事例に取り上げる件数が少なかったため、

今年度は関係機関に周知して、困難事例を個別会議に繋げていきます。76 の地域課題に対する支援、地域ケア会議を開催することができませんでした。大河内地区の買い物バスに関して、地域課題を提案しましたが、松尾まると相談室との協働のため、包括主催の地域課題の地域ケア会議としては開催できませんでした。今年度の取り組みとして、宇気郷憩センターが来年閉鎖するため、地域課題として代替場所を考えていきます。6 ページ、86 の介護予防いきいきサポーター養成講座が、他の予防教室に重点を置いたために 2 クールしか開催できませんでした。今年度は初級中級を 2 ヶ所、計 4 回開催していきます。91 のキッズサポーター養成講座が実施できるよう、学校と連携していきます。95 の医療関係者と合同事例検討会や勉強会が医療機関に声掛けをして開催していきたいと思います。

会長:新しい評価項目、前年度の評価を踏まえ、地域の特性に合わせた計画であったと思います。委員の方、ご質問。ございませんでしょうか。

委員:質問は 2 点ります。先ほど第一包括管理者から、65 について、市は自立支援型の地域ケア会議を開催していないという説明があった。市が開催するのがメインなのかその点がよくわからないため説明をしてほしい。また評価項目で、第 4 包括さんだけが、そこは○がついているためどのような形でされたのかという質問が一点。もう 1 つが、82 で、介護予防ケアマネジメントの成果を把握するために要支援者・事業対象者の日常生活の自立度の変化について定期的な評価を行っているかという評価項目ですが、これについては、どのような形で評価を実際されているのか評価の方法について、教えていただきたいと思いますのでお願い致します。

第一包括管理者:はい。まず 65 ですが、以前松阪市で、この自立支援型の地域ケア会議の視察に行っていた時期があり、私も同行いたしましたが、この時に松阪市としてはこういった形のケア会議はやらないということになりました。先進地で行われているのは、地域の予防プランを提出いただき、そのケアプランに専門職として位置づけられている様々な、介護サービス事業所が出てくる。それ以外に医療職種、医師の方は少ないですが、リハビリ職種や口腔ケアであったり、栄養であったりという専門職が出席をして、その予防プランについて検討する会議がされています。この近隣の地域では、明和町が実施しています。それ以外にされているところには、市町村の方針が決まっていて、その方針に従って、プランが抽出されて、地域ケア会議が開かれるという流れになっています。松阪では開かれていないので、私としては×にしました。

次に 82 ですが、これも新設項目でうちは×にしました。今現在取り組んで、やり方は、要支援と事業対象者の方で、認定が更新される、または、変更申請で要介護になる。そのような方をすべて抽出し、職員が日常生活自立度を判断して、向上したか維持か、悪化したか、その数を拾っていつています。なので、来年度、今年度分の、評価がご報告できると思います。

会長:65 の項目で第四包括は○になっている辺りは、解釈の違いでしょうか。松阪市では、地域課題の会議を開催しないという説明が第一包括さんから説明があり、それと合致しないということでしょうか。先程の第一包括管理者からのご説明では、市としてまだそれを選択し

ていないという話ですが、ここの評価項目の矛盾を見ると、市町村により選択と記載されています。市町村で選択し実際それはやってないよってというのは、ちょっと矛盾も生じるのではと少し疑問があります。市の方で説明していただきたい。松阪市よろしいですか。

事務局：以前のことは、管理者の方がずっとお詳しいと思います。過去にきつとそういう方針であったのであろうと思われます。すみませんが今すぐ明確な答えがお伝えできません申し訳ございません。

委員：第四包括さんがどういうお考えで○をされましたかお聞きしたい。他の包括さんでは、65は×であるが、第四包括はどういう考えで○にされたかお聞きするのがよいのでは。

第四包括管理者：見ていただけたらわかるかと思う資料が地域包括支援センター事業報告の中の24ページ、一番下のNo7、8のところかと思います。対象者の居住している地域で開催しました。その中で、実際に予防プランで、通所型を位置付けて集いの場においても、インフォーマルな資源としてケアマネジャーに、集いの場に引き続き通っていただけるように、身体機能そういったところの維持を目的にプランを立てていただいております。ですので、ケアマネジャーがそこへ参加している方、主催者側ですね、その以後確認を再度させていただきながら、集いの場の継続へ向けて包括支援センターとしても、総合的に関わることを主の課題にし、検討項目にしました。その中で、認知症の方も参加され、開催曜日を忘れてしまうということもありましたので、その点についても声掛けをしながらといったところを皆さんで共通認識を持っていただけたような場を作りました。一応、国の基準に該当できるようにということで65の項目が、ケアマネさんが作っている介護予防計画を抽出し、地域内で検討していくという形でさせていただいた次第です。

会長：解釈の違いがあると思いましたが、ご報告の解釈でいけばそれでもよいと思います。こういったものが該当するか定義の問題もあるし、第一包括管理者が視察に行かれた頃のことと、現時点での状況との差もあることでしょうし、ここでは決めがたいと思います。このことについては、持ち帰りとし、包括さんと松阪市で今後意見交換をしていくということによろしいでしょうか。その他の委員の方々からご質問、ご意見ございませんか。

委員：答えにくい質問かもしれませんが、5つの包括センターがありますが、それぞれの包括ごとに課題は違うのかどうか2つ目は、精神疾患を患った患者は、対象者に含まれていますか。また、認知症の方に早期に介入したことによる手応えがあれば教えてほしい。大まかな印象でもいい。もしあれば教えて欲しいです。

事務局：1つ目の、包括ごとの課題は違うのかというところでお答え致しますと、松阪市は大変地形的に広いのは皆さんご存じの通りです。沿岸部もあれば山辺もあり、人口密度も異なります。また、先ほど管理者の方からもご発表いただいた中に一部ありましたが、例えば介護予防教室に通われる方についてです。健康マージャンを取り入れて男性の参加者が増えたというお話がありましたが、傾向を見てもやはり男性の参加が少ないのかなということがあります。奥様に引っ張られて旦那さんが来るというようなことが他の包括にもいえるのかなと思いますし、松阪市が主催する介護予防教室においてもそのような傾向は、同様にあり、そ

の点が共通した課題であると考えます。

委員：精神疾患と認知症は異なる。認知症と思って介入したら実は精神疾患であったというような例があるか、割合など教えて欲しいです。

事務局：割合として数字的には、今持ち合わせておりません。感覚としては、認知症かなと思いい診断してもらおうと、精神疾患だったということはあると思います。潜在的なところもあるので、高齢になってきてからの改めての診断で、実は潜在的に精神疾患があったということは、発覚してくることもあると思っております。

委員：早期の認知症は改善すると言われていたが、実際にはそういった例があるのか。評価はどうしているか聞きたいです。

事務局：認知症初期集中支援チームが松阪市にあり、そこで早期の相談を受け付け、例えば物忘れ相談会つなげるとか、認知症の専門医につなげるという介入していただいております。認知症の専門医に、診察していただいた後の経過で、その後改善したかどうかについて、追跡はできておりません。

会長：消費者被害のことにについて、各包括からいろいろ話が出たと思いますが、消費者被害の定義や線引きが難しいと。特に、診療していて、例えば健康食品の購入などエビデンスがあるものないものがある。いわゆる商売の邪魔をするわけにはいかず、線引きが難しいので、どう対応していいか診察してもよく迷うところである。消費者被害に関して、こういう方針でやっているなどがあれば、教えていただきたい。第一包括さんありませんか。

第一包括管理者：まず、私たちから見て、消費者被害だなと感じても、ご本人にとってこれは必要なものだ、私はこれを買いたいんだって言われると、もう手も足も出ない。でも、催眠療法がうちの地区でもある。うちの教室は二、三人しかいないのに、催眠療法には五十人とか集まっているのを見ると、ここで何が行われているのかなと思う。

でも、やはりご本人が、これを返したいと言っていたら、もう即介入をしていただけるので、返品返金に向けて、強く、強く対応していただいております。まずご本人とお話をさせていただき、ご本人がどう思っているかお聞きします。

会長：百万単位の物品もあり、市の施設に置いてある物品もあるようです。それを使うと血流が良くなると言われている医療機器があり、市は正しく使っています。しかし、それを違う効果があるかのように解釈される高齢者がいるようだ。おそらく現場の方々はわかっていると思います。そういったところも発言させていただきました。他にご意見、ご質問等ございましたでしょうか。

委員：質問ではないのですが意見というか要望というかお伝えしたいです。住み慣れた地域で、住み続けていけるような形、目的を持ちながら進めてもらっている。施設に訪問させていただきお伺いすると、動けなくなると家での生活が難しくなり、一人で暮らせなくなり、家族は施設にと。病院からある程度家で生活ができるようになれると帰れる。しかし、話を進めると家に帰れないということがある。受け入れされるお家での家族の状況もあるという方もありますが、話を進めると住み慣れたお家で、暮らし続けられるような形の体制づくりで、何かいい

方法があればと思っている。条件が整ってないと、家に帰れない。地域の皆さん、多職種と連携しながらできているが、条件が整っていないとできない。地域に帰って、住み続けられるような形の体制づくりが何かいい方法があればと、利用者の方の話を聞きながら思っている。条件が整っていないといけない。住み慣れた地域で住み続けられるようにと思います。

会長：介護度が低くなるというのも一つでしょうか。

委員：先ほど、委員の発言がありましたが、自分の住み慣れた家や地域で、終わるのが本望だと思います。私の母が今年の正月明けに亡くなりました。亡くなる 1 年前に転倒して入院し、その後、施設へ入所しました。本人は立てなくなったら、施設に入ると心積もりをしていたので、病院から即施設になった時も、慌てることなく落ち着いて施設に行きました。病院でも施設でも、世話をしてくださる方に恵まれ、優しく接していただいた。「もう本当にこれで安心」と言いながら、人生は終わった。介護が必要な状態で家にいると家族が大変で、施設に頼らざるを得ないと思った。施設で働く人のお気持ち、自治会役員さん、隣近所の地域力を高め、本当に人と人が繋がらないと、介護が必要な方が自宅で亡くなることは実現していかないのでは。皆がお互いを気遣うような関係づくり、ネットワークをどのように作っていけば良いかと常々、民生委員という立場でもありよく考えている。母を見てみると、施設の本当に優しい受け入れがあれば、入所者もここに入所したいと思える。家の母は他の人に、動けなくなったら、一緒にここにおいでと話しており、本当に施設の方には恵まれていました。その施設で働く方のお気持ち、お医者さんでも同じ。患者さんに対して優しく接していただくとまたここで見てもらいたいと、安心感になり、大事であると考えます。自分はそういう社会の中で生きられたらいいなと思っています。

会長：いろんな選択肢があり、幅を広げるために構築していきたいと考えたい。他にご意見がございましたら、最後令和 7 年度予算について、事務局から説明をお願いします。資料 5 をご覧ください。

事務局：令和 7 年度予算についてご説明致します。各地域包括支援センター運営事業、裏面が介護予防支援事業所の収支予算書になります。ご確認よろしくお願い致します。

会長：これで、協議事項全てを審議されました。協議事項に関しまして、委員の皆様の承認をいただきたいと思いますけども、承認していただけますでしょうか。（承認）

皆様、ご協力を本当にありがとうございました。これよりは事務局にお願いしたいと思います。

事務局：会長、進行をありがとうございました。では事項書の 6 番目、その他事項について申し上げます。令和 7 年度の松阪市地域包括支援センターが、介護予防支援事業を委託している居宅介護支援事業所についてです。資料 6 をご覧ください。地域包括支援センターが介護予防支援事業の一部、ケアマネジメント業務を委託しております。

令和 7 年 6 月現在の居宅介護支援事業所を報告させていただき、松阪市指定介護予防支援等の事業、次に指定介護予防支援等にかかる、介護予防のための効果的な支援方法に係る基準に関する条例、第 4 条第 1 項第 1 号に基づきまして、指定介護予防支援事業の一

部委託につきましては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の検討を経る必要があります。

令和 7 年 6 月現在の委託届け出の結果により、81 ヶ所の居宅介護支援事業所に委託をしておりますので、資料の通りご報告を申し上げます。

最後に次回開催をお伝え致します。改めまして通知を差し上げますが次回開催は、令和 7 年 11 月 6 日木曜日、午後 3 時から開催をいたします。場所は福祉会館 3 階を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは委員の皆様ありがとうございました。これをもちまして令和 7 年度第 1 回松阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。